

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	飯島町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.iijima.lg.jp/bangoseido.html">http://www.town.iijima.lg.jp/bangoseido.html</a>

執行機関名 飯島町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務によるひとり親等の医療費助成に関する事務であって主務省令で定めるもの	飯島町福祉医療給付金条例(昭和49年条例第41号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項 飯島町福祉医療給付金条例(昭和49年条例第41号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	飯島町福祉医療費給付金給付条例(昭和49年条例第41号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、子ども、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の医療費負担を軽減するため福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		飯島町福祉医療費給付金給付条例(昭和49年飯島町条例第41号) 飯島町福祉医療費給付金給付規則(昭和49年飯島町規則第20号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第9条
②事務の内容	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	母子家庭の母子等又は父子家庭の父子に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	飯島町福祉医療費給付金給付金給付条例第2条第1号から第5号及び第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	対象となる子どもに係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	飯島町福祉医療費給付金給付金給付条例第2条第1号から第5号及び第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	飯島町福祉医療費給付金給付金給付条例第2条第1号から第5号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該額の認定の請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 4 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第9条

②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>	母子家庭の母子等又は父子家庭の父子に対する医療費の一部助成に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 4 号 イ	飯島町福祉医療費給付金給付金給付条例第2条第1号から第5号及び第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 4 号 ロ	飯島町福祉医療費給付金給付金給付条例第2条第1号から第5号及び第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
備考		